

平成28年10月

お客様各位

日興アセットマネジメント株式会社

## **高金利先進国債券オープン（毎月分配型）〈愛称：月桂樹〉 約款変更（予定）のお知らせ**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社の投資信託に格別なご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております「高金利先進国債券オープン（毎月分配型）」（以下、「当ファンド」といいます。）は、平成15年8月の設定来、非常に多くのお客様にご愛顧いただいて参りました。この間、主要先進国の金利は全般的に低下基調を辿り、足元でプラスの金利を維持している国はあるものの、一部の国においてはマイナス金利に到達しております。こうした先進国における全般的な金利低下の影響を考慮し、このたび弊社では、当ファンドの運用成果の向上を目指すために必要な対応として、これまでのソブリン債への投資に加えて、高格付の社債にも一部投資を開始したいと考えております。

つきましては、次頁以降に記載しております「投資形態の変更および投資対象ファンドの変更」に係る約款変更の内容およびスケジュールの詳細等をご高覧いただき、皆様のご理解を賜りたく存じます。

弊社では、このたびの約款変更について、平成19年9月30日の改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第30条およびその関係法令にて規定される「その変更の内容が重大なもの」に該当すると判断し、同法の規定に基づいて、異議申立手続きを実施いたします。

このたびの信託約款の変更にご同意いただける場合は、特別なお手続きは必要ございません。

信託約款の変更にご同意いただけない場合、お客様は信託約款の変更に対する異議申立を行なうことができます。（異議申立手続きについては、4－5頁をご高覧下さい。）

私ども日興アセットマネジメントは、これからも、お客様からお預かりしたご資産の運用成果の実現を第一義としてまいる所存でございます。引き続きご愛顧の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

当約款変更に関してご不明な点がございましたら、以下の日興アセットマネジメント「お問合せ窓口」までお願いいたします。

**フリーダイヤル：0120-25-1404**

〈営業時間：午前9時～午後5時／土、日、祝・休日は除きます。〉

(注) 上記フリーダイヤルは日興アセットマネジメントのお問合せ窓口になります。お客様の取引状況については同フリーダイヤルではご回答できません。お客様の取引残高については「高金利先進国債券オープン（毎月分配型）」をご購入された販売会社にお問い合わせ下さいませようようお願い申し上げます。

## ◆約款変更（予定）の内容および理由

- ◆ 弊社では、「高金利先進国債券オープン（毎月分配型）」＜愛称：月桂樹＞（以下、当ファンドといいます。）について、以下の変更を予定しております。

### ＜投資形態の変更および投資対象ファンドの変更＞

当ファンドは、現在、「高金利先進国債券マザーファンド」受益証券（以下、「既存投資対象ファンド」といいます。）を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行っており、先進国の中で「相対的に高い金利水準にある国」のソブリン債を実質的な投資対象としております。このたび弊社では、先進国における全般的な金利低下の影響を考慮し、当ファンドの運用成果の向上を目指すために必要な対応を講じるべく、約款変更を行なう予定です。

具体的には、投資形態をファミリーファンド方式からファンド・オブ・ファンズ方式に変更した上で、「投資態度」において、ソブリン債や社債等を主要投資対象とする別に定める投資信託証券に投資を行なう旨を規定し、主として投資対象とする投資信託証券をケイマン籍円建外国投資信託「高利回り先進国債券ファンド クラスA」受益証券（以下、「新規投資対象ファンド」といいます。）に入れ替えるべく、以下の変更を行なう予定です。

#### ①投資形態の変更および新規投資対象ファンドの追加

平成28年12月22日付で、投資形態をファミリーファンド方式からファンド・オブ・ファンズ方式に変更した上で、新規投資対象ファンドである「高利回り先進国債券ファンド クラスA」を追加いたします。加えて、余資の一部を運用するために「マネー・オープン・マザーファンド」を追加いたします。

⇒上記の約款変更後、遅滞なく投資対象ファンドの入替を行ないます。投資対象ファンドの入替後は、実質的な投資対象が「先進国のソブリン債や社債等」となる予定です。

#### ②既存投資対象ファンドの削除

平成29年4月11日付で、既存投資対象ファンドである「高金利先進国債券マザーファンド」を削除いたします。

### ◎ご参考：変更内容

#### 【変更前】

投資形態	ファミリーファンド方式
投資対象ファンド	証券投資信託 高金利先進国債券マザーファンド 受益証券

#### 【変更後①】 平成28年12月22日以降 ＜投資対象ファンド入替期間＞

投資形態	ファンド・オブ・ファンズ方式
投資対象ファンド	証券投資信託 高金利先進国債券マザーファンド 受益証券
	ケイマン籍円建外国投資信託 高利回り先進国債券ファンド クラスA 受益証券
	証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド 受益証券

#### 【変更後②】 平成29年4月11日以降 ＜投資対象ファンド入替完了後＞

投資形態	ファンド・オブ・ファンズ方式
投資対象ファンド	ケイマン籍円建外国投資信託 高利回り先進国債券ファンド クラスA 受益証券
	証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド 受益証券

◎運用管理費用（信託報酬）について

前述の＜投資形態の変更および投資対象ファンドの変更＞が、異議申立の結果、実施される場合には、以下の内容で信託報酬率の変更を実施いたします。

現在、当ファンドの信託報酬率は、純資産総額に対し年率1.35%（税抜1.25%）となっております。（信託報酬の内訳は、下表をご参照下さい。）

このたびの変更が実施される場合、新たに投資対象ファンドとするケイマン籍外国投資信託「高利回り先進国債券ファンド クラスA」にかかる報酬が年率0.50%程度となる一方で、当ファンドの信託報酬率は年率1.35%（税抜1.25%）から年率0.82944%（税抜0.768%）へ引き下げることを予定しております。この変更によって、受益者の皆様に実質的にご負担いただく信託報酬率は、投資対象ファンドの入替前後で0.02056%程度下がります。

○変更前（平成28年12月21日計上分まで）

純資産総額	運用管理費用（信託報酬）			年率（括弧内は税抜）	
	合計	委託会社	販売会社	受託会社	
100億円以下の部分	1.35% (1.25%)	0.648% (0.60%)	0.648% (0.600%)	0.054% (0.05%)	
100億円超 200億円以下の部分		0.6156% (0.57%)	0.6858% (0.635%)	0.0486% (0.045%)	
200億円超 1,000億円以下の部分		0.5832% (0.54%)	0.7236% (0.670%)	0.0432% (0.04%)	
1,000億円超の部分		0.5400% (0.50%)	0.7722% (0.715%)	0.0378% (0.035%)	

※販売会社の配分は、販売会社毎の純資産総額に応じて決定します。受託会社の配分は、ファンド全体の純資産総額に応じて決定します。

○変更後（平成28年12月22日計上分以降）

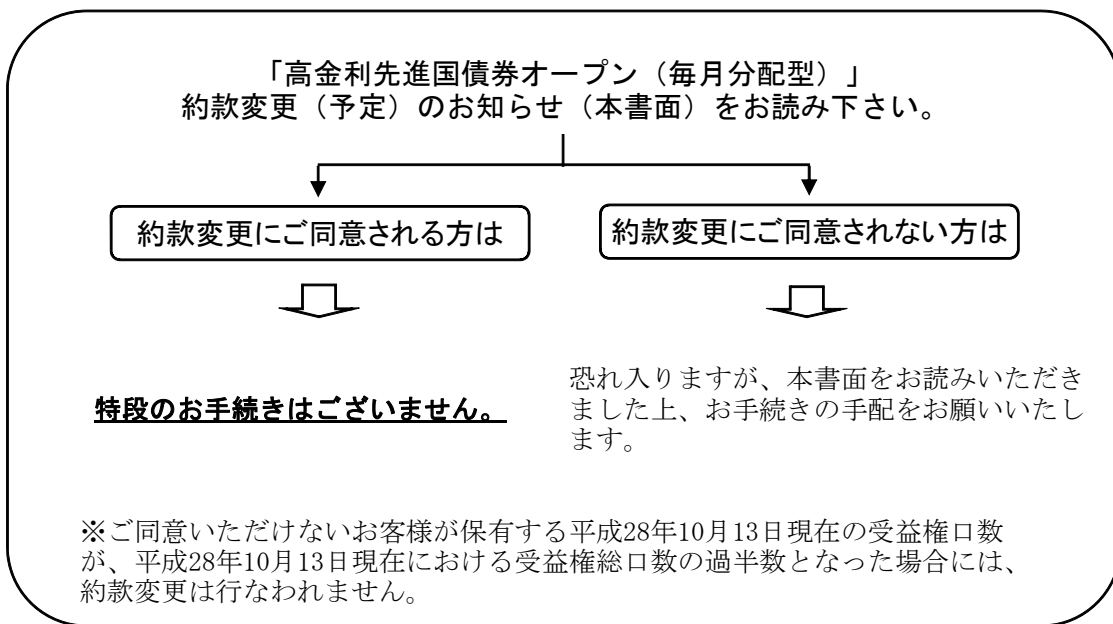
	運用管理費用（信託報酬）		年率（括弧内は税抜）		
	販売会社毎の純資産総額※1	合計	委託会社	販売会社	受託会社
当ファンド	100億円以下の部分	0.82944% (0.768%)	0.14364% (0.133%)	0.648% (0.600%)	0.0378% (0.035%)
	100億円超 200億円以下の部分		0.10584% (0.098%)	0.6858% (0.635%)	
	200億円超 1,000億円以下の部分		0.06804% (0.063%)	0.7236% (0.670%)	
	1,000億円超の部分		0.01944% (0.018%)	0.7722% (0.715%)	
投資対象とする投資信託証券		0.50%程度※2	※1) 販売会社の配分は、販売会社毎の純資産総額に応じて決定します。		
実質的な負担		1.32944%程度 (1.268%程度)	※2) 投資対象とする投資信託証券について、国内での消費税はかかりません。		

◎商品分類／属性区分について

このたびの変更が実施される場合、以下の通り変更となります。

	変更後（平成28年12月22日以降）
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券 一般 高格付））
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ

## ◆約款変更に係る異議申立の手続きについて



### 【異議申立の根拠】

- 「高金利先進国債券オープン（毎月分配型）」の約款変更にあたり、平成19年9月30日の改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第30条とその関係法令に基づいて、お客様は異議申立を行なうことができます。

### 【対象ファンド】

- 高金利先進国債券オープン（毎月分配型） <愛称：月桂樹>

### 【異議申立の方法】

- このたびの約款変更にご異議のあるお客様は、平成28年10月13日から平成28年11月21日までの間に、下記の必要記載事項をご記入の上、ハガキまたは封書にて弊社までご郵送下さい。なお、異議申立書の受付は平成28年11月21日弊社到着分までを有効とさせていただきますのでご了承下さい。

#### <必要記載事項>

- ①発信日（日付）：お客様が投函される日付をご記入下さい。
- ②お名前・お電話番号・ご住所：「高金利先進国債券オープン（毎月分配型）」を保有されている販売会社にお届けいただいているものをご記入下さい。
- ③ご購入の販売会社・取引店名・口座番号：販売会社から郵送された取引報告書等をご参考に、販売会社名・取引店名・口座番号をご記入下さい。  
（ご不明な場合は、販売会社の担当者までお問い合わせ下さい。）
- ④ファンドの名称：「高金利先進国債券オープン（毎月分配型）」をご記入下さい。
- ⑤保有口数：販売会社から郵送された取引報告書等をご参考に、平成28年10月13日現在で保有されている当ファンドの受益権口数をご記入下さい。  
（ご不明な場合は、販売会社の担当者までお問い合わせ下さい。）
- ⑥ご異議を申し立てる旨の文言  
：一例として、「上記ファンドの約款変更に関する異議を申し立てます。」などの主旨の記載をお願いいたします。

#### <異議申立書の送付先>

〒107-6242 東京都港区赤坂九丁目7番1号 ミッドタウン・タワー  
日興アセットマネジメント株式会社 異議申立受付窓口

## 【異議申立の判定】

- 期間中（平成28年10月13日から平成28年11月21日まで）にご異議を申し出られた受益者が保有する平成28年10月13日現在の受益権口数の合計が、平成28年10月13日現在における当ファンドの受益権総口数の2分の1を超えないときは、平成28年11月29日に信託約款変更の届出を行ない、平成28年12月22日付で、投資形態の変更および新規投資対象ファンドの追加を実施いたします。その後、投資対象ファンドの入替を行ない、平成29年4月11日付で、既存投資対象ファンドの削除を実施いたします。

## 【買取請求】（平成19年9月30日の改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第30条の2に基づく買取請求）

- 約款変更を行なうこととなった場合、ご異議を申し出られた受益者は、自己の保有する受益権について当ファンドの信託財産をもって買取することを、平成28年11月30日から平成28年12月19日までの間に、弊社所定の手続きに基づいて当ファンドの受託会社（野村信託銀行株式会社）に対し請求することができます。（信託約款の変更を実施することとなった場合の買取請求手続きについては、ご異議を申し出られた受益者の皆様に対して、あらためてご案内させていただきます。）
- なお、ご異議を申し出られた受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。また、異議申立の期間中および買取請求の期間中においても、通常通り販売会社に対して解約を請求することができます。

## 【買取価額】

- 買取価額は、この約款変更が行なわれない場合に当該受益権が有すべき公正な価額（受託会社でお客様からの買取請求に必要な書類を受理した日の翌営業日の基準価額）とします。
- なお、通常の解約時と同様に、この買取によって生じた差益は譲渡所得とみなされ、原則としてお客様ご自身で確定申告を行なっていただくこととなります。
- 買取請求による換金の場合、受託会社からお客様の銀行口座への送金に係る手数料および買取計算書の郵送費用をお客様にご負担いただきます。

## 【個人情報の取扱について】

- ご異議の申出によって弊社が取得したお客様に関する情報は、異議申立、買取請求の手続きを行なうために使用し、それ以外の目的に使用することはありません。
- お客様に関する情報は、漏洩・滅失・毀損の防止、その他個人データの保護のために適切に管理されます。
- 下記の場合を除き、お客様に関する情報をお客様のご同意なく第三者に開示することはありません。（お客様個人を特定できない集計資料等は含みません。）
  - ①お客様にお知らせした利用目的のために、販売会社、受託会社に対する開示が必要な場合。（この場合、弊社は当該会社に対して、お客様に関する情報の厳重な管理を求め、目的以外の利用を行なわせないようにいたします。）
  - ②司法機関または行政機関から法的義務を伴う要請を受けた場合。
- お客様が弊社に提出された個人情報の照会および修正等をご希望される場合には、1頁目に記載の弊社お問合せ窓口までご連絡下さい。

## 【ご注意点】

- 異議申立書につきましては、上記の<必要記載事項>の記載漏れがないようお願いいたします。弊社から販売会社へ記載内容の確認を行ないますので、取引店名や口座番号が欠落している場合や、お名前およびご住所が販売会社へご登録されているものと異なる場合等には、異議申立の意思表示が無効となる場合があります。（※必要記載事項についてご不明な場合は、販売会社の担当者までお問い合わせ下さい。）

## ◆約款変更に関するQ & A

### Q 1. 今回の投資対象ファンドに関する変更を行なう背景は、どのようなものですか？

A. 当ファンドは設定来、幾度かの市場イベントを乗り越えながら非常に多くのお客様にご愛顧いただいて参りました。この間、主要先進国の金利は全般的に低下基調を辿り、足元でプラスの金利を維持している国はあるものの、一部の国においてはマイナス金利に到達しております。当ファンドは、先進国の中で「相対的に高い金利水準にある国」のソブリン債に投資を行なっておりますが、上述のような先進国における全般的な金利低下の影響を受けざるを得ません。

こうした背景から、これまでのようにソブリン債に限定した運用を行なうのではなく、ソブリン債に加えて高格付の社債にも一部投資を行なう運用へと移行することによって運用成果の向上を目指すべく、今回の約款変更を企図いたしました。

### Q 2. 変更後はどのような運用になりますか？

A. 弊社では、主として投資対象とするファンドをケイマン籍円建外国投資信託「高利回り先進国債券ファンド クラスA」受益証券に変更いたしますが、その運用は、日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドが引き続き担当いたします。原則、これまでの運用方針を継続し、世界の主要先進国（OECD加盟国）の中から、信用力が高く、金利水準が相対的に高い国の債券に分散投資を行ないます。投資国の決定プロセスはこれまで通りとなる一方で、投資対象としてソブリン債に加えて一部社債を組み入れる点が違いとなります。当面、社債の組入れは純資産総額の20%を目処としますが、今後の市況環境等によっては将来的に組入比率を高めることもあります。また、投資対象ファンドが国内籍マザーファンドから外国籍投資信託へ変わることにより、日興AMグループのロンドン拠点に籍を置くファンドマネージャーにとっては、売買執行やリスク管理などの運用面でこれまでよりも利便性が高まります。

なお、このたびの投資対象ファンドの入替に際して、当ファンドにて「高金利先進国債券マザーファンド」を売却し、「高利回り先進国債券ファンド クラスA」を買付いたします。このため、各投資対象ファンドにおいて有価証券の売買が行なわれ、有価証券の売買に関する費用が生じますが、当該費用については最小化するよう努めます。

### Q 3. 新たに主として投資対象とするファンドは、どのようなファンドですか？

A. 新たに主として投資対象とするファンドの概要は、以下の通りです。

＜高利回り先進国債券ファンド クラスA＞（ケイマン籍円建外国投資信託）

運用の基本方針	
基本方針	利子収入などを中心とする安定的な収益の獲得を目指します。
主な投資対象	世界のソブリン債（国債、地方政府債、政府機関債、政府保証債、国際機関債をいいます。）や社債、コマーシャル・ペーパーなどを主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済協力開発機構（OECD）加盟国の中から信用力が高く、金利水準が相対的に高い国の公社債に投資を行ないます。</li> <li>・投資対象通貨は、必要に応じて適宜見直します。</li> <li>・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式への投資は行ないません。</li> <li>・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</li> </ul>
収益分配	原則として、毎月5日（休日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。なお、管理会社の判断により収益分配を行わないことがあります。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対し年率0.50% （国内における消費税等相当額はかかりません。）
申込手数料	ありません。
その他の費用など	事務管理費用、資産の保管費用、有価証券売買時の売買委託手数料、設立に係る費用、法律顧問費用、約款変更関連費用、監査費用、信託財産に関する租税など。
その他	
投資顧問会社	日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド
管理会社	日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド
信託期間	2163年3月26日まで
決算日	原則として、毎年12月末日

以上